⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "offer of services, etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021 ; ④be licensed by the Minister of Land, Infrastructure and Transport as forwarder

⑺ The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs and any ministry or agency.

⑻ Date and time of tender explanation meeting : 11 : 00 a.m. January 18, 2021

⑼ Time-limit for tender : 12 : 00 noon, February 23, 2021

⑽ Contact point for the notice : TSUBOI Haruo, Information and communications Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 4238

○第２号（№２）

ただし、令和３年度予算成立を条件とする。

１　調達内容

⑴　品目分類番号　76

⑵　購入等件名及び数量　外交専門誌『外交』の企画・編集・出版等に関わる業務　一式

⑶は、第１号の１⑶に同じ。

⑷　履行期間　令和３年４月１日から令和４年３月31日まで。ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該履行期間を変更することがあり得る。

⑸は、第１号の１⑸に同じ。

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札書、総合評価のための本業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）及びその他入札説明書等に定める入札に必要な書類（以下「その他必要な書類」という。）を提出すること。また、入札書に記載する金額は、本業務の提供に要する一切の諸経費を含めた総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用せず、入札書、総合評価のための書類及びその他必要な書類の提出を、「紙」にて行うものとする。

２は、第１号の２に同じ。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　和氣美香　電話03―3580―3311　内線2225　ＦＡＸ03―5501―8097

⑵は、第１号の３⑵に同じ。

⑶　入札書の受領期限　令和３年２月24日午前10時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。

⑷　開札の日時及び場所　令和３年３月８日午前11時00分　外務省入札・開札室

⑸　問い合わせ先

入札手続関係：上記３⑴に同じ。

仕様関係：外務省大臣官房国内広報室　外山智香子　電話03―3580―3311　内線5051　ＦＡＸ03―5501―8128

４　その他

⑴、⑵は、第１号の４⑴、⑵に同じ。

⑶　入札者に要求される事項

①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書、総合評価のための書類及びその他必要な書類を受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

②は、第１号の４⑶②に同じ。

③　総合評価のための書類及びその他必要な書類は外務省において技術審査するものとし、審査の結果、採用し得ると判断したものを入札の対象とする。

⑷、⑸、⑹、⑺は、第１号の４⑷、⑸、⑹、⑺に同じ。

⑻　本契約に引き続く予定の令和３・４年度についても、本件落札者と各会計年度において随意契約を締結する予定である。ただし、当該年度の予算成立を条件とし、法令又は予算の範囲内で当該履行期間を変更することがあり得る。

⑼　その他　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　The same with Notice above (No. 1)

⑵　Classification of the services to be procured : 76

⑶　Nature and quantity of the services to be required : "Diplomacy" bimonthly magazine planning, editing, publishing and related tasks.

⑷, ⑸, ⑹, ⑺　The same with Notice above (No. 1)

⑻　Time-limit for tender : 10 : 00 a.m. February 24, 2021

⑼　Contact point for the notice : TOYAMA Chikako, Domestic Public Relations Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 5051

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年１月４日

分任支出負担行為担当官

関東財務局東京財務事務所長　井上　　浩

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

１　電子調達システムの利用

本調達は、「電子調達システム」（https://www.geps.go.jp/）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。なお、「紙」による入札書等の提出も可とする。

ただし、システム障害が発生した場合には、下記に示す期限等について、別途通知する日時に変更する場合がある。

２　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び予定数量　湯島地方合同庁舎で使用する電気　契約電力345kW　予定使用電力量735,199kWh

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　供給期間　令和３年４月１日から令和４年３月31日まで。

⑸　需要場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札書内訳には、入札者において設定する契約電力に対する月額単価（kW単価（税込み）、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（税込み）、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する対価を記載すること。

入札金額は、入札書内訳に記載した総価の110分の100に相当する金額とすること。

なお、落札価格は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書内訳に記載した総価とする。

３　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。